

雑感

3.26 女川2内部被ばく＝東北電力の「感受性」

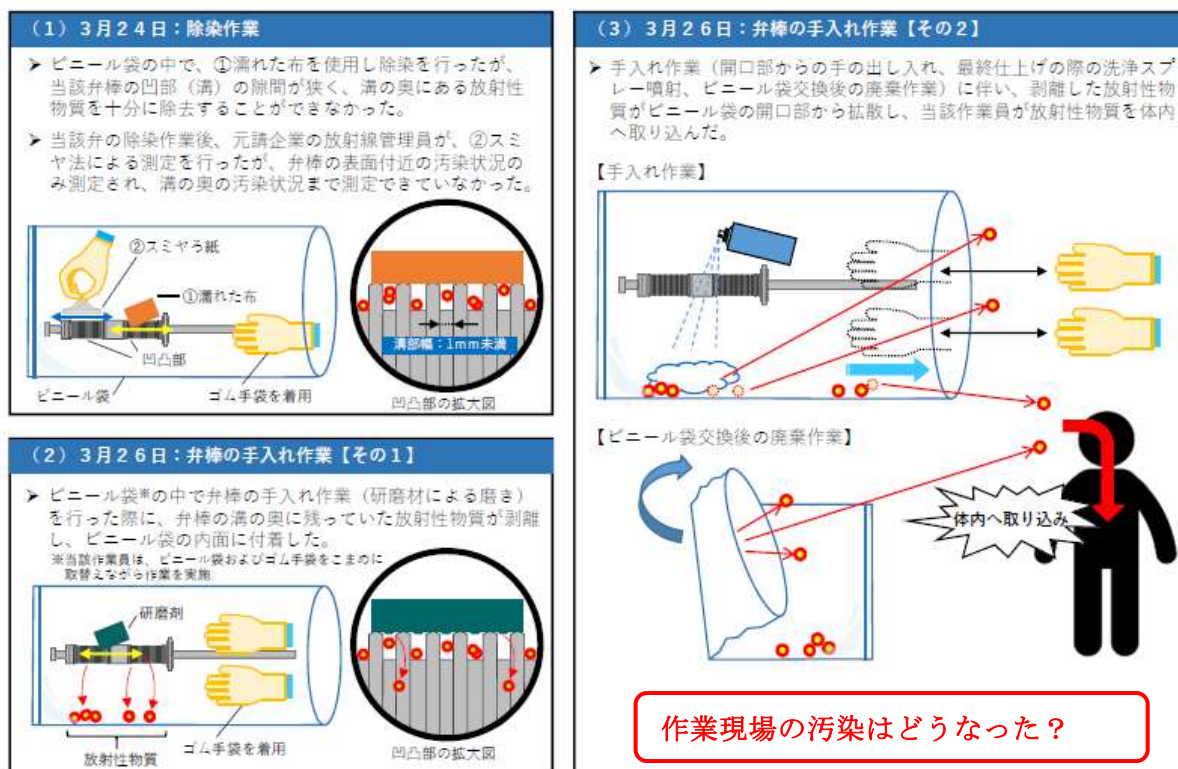
2020.3.26 に女川2 作業員が弁の点検・清掃中に内部被ばくするトラブルが起きました。その「原因」と「再発防止対策」<4.13 報告・別紙>から、東北電力の“技術的能力”以前の‘現場感覚・「感受性」のなさ’を改めて確認したいと思います。

3月24日、下請「企業の作業員A（作業責任者）および作業員Bは、…弁…の分解後、各部品を除染するため、必要な装備を装着し、各部品をビニール袋の中に入れてうえて、濡れた布での拭き取り作業を実施し、「弁棒については、一部が凹凸構造となっており、凹部（溝）の隙間が狭かった（1mm未満）ため、作業員Bは、繰り返し拭き取り作業を実施」。ここで、上記「必要な装備」がどのようなものかは不明（弁分解のため「防護マスク」は着用か？）。また、「除染するため」とありますが、濡れた布を用意した（元請から用意された？）作業員は、除染（放射性物質の除去）というよりは、錆・水垢その他の表面汚れの「清掃作業」と思っていたはずで、だから、細かな溝のある弁棒を、錆・汚れが取れにくいから「繰り返し拭き取り」したものと思われます（【下図<4.13 参考1>】の「手入れ・磨き」との表現からも、作業目的が「除

染」というより「清掃」であることは明らか）。3.26 の手入れ作業＝研磨材（硬いスポンジ？）による磨き作業時も含めて、「細かな溝部」の清掃に「ブラシ」等を用意しなかった“段取りの悪さ（24日に布（ウエス）の作業性の悪さを感じたなら、せめて26日にはブラシを用意するのが当然では）”を感じるのは、筆者だけでしょうか。【下図：（2）図内の「研磨剤」はおそらく誤記。（3）の下の赤囲みは筆者加筆。】

そして、決定的なのは、せっかく（2）のように（「研磨材のかす＝錆・汚れ＝放射性物質」が多く溜まらない・付着しないように＝外部被ばく軽減のため？）ビニール袋やゴム手袋を「こまめに取替えながら作業」しても、（3）のようにビニール袋内で「洗浄スプレー」を噴射しては“何もかもが台無し”です（手の出し入れや袋交換は（2）「こまめな交換時」にも生じると思われ、飛散の主原因とはなりません）。

付言すれば、「4.13 報告」は「内部被ばく」のみに焦点を当てていますが、スプレー噴射で飛び散った放射性物質（錆に含まれるコバルト60等）により作業現場（原子炉建屋1階の管理区域）周辺も汚染されたことは明らかで（それこそスマヤ法で測定・除染確認すべき）、その汚染濃度や範囲（面積）に一切言及していない（＝



東北電力が気付いていない?) のは問題だと思います。

さて、本題の「原因」と「対策」ですが、まず、**原因①**の「スミヤ法採用の不適切さ」はその通りです(同法は、スミヤろ紙で表面を拭き取り付着した汚染物を測定する、平らな表面に適した測定法)が、**対策②**の「放射線測定器による直接測定」や「構造に応じた適切な測定方法」などは“口先だけ・机上の思いつき”ではないと思います。なぜなら、測定器と測定対象物との距離や位置関係などの測定方法や、測定値がいくらからいくら以下になったら「除染」された(マスクなしで作業しても安全?)と判断するかなど不明な要素が多く、そのような対策では、次は‘直接測定の方法が不適切だったため内部被ばく’などという事態が繰り返されるのは確実です。しかも、作業前に計測せず、清掃後に計測したのは「B 装備※³での作業が可能なレベルまで除染されたことを確認」<別紙 1>するため、単にマスクなし作業(B 装備)を正当化するため、‘手先等の外部被ばく低減’などを目的としたものでないことは明らかです。

次に、**原因②**の溝のある弁棒の除染に「ビニール袋内作業」は不適切だったから、**対策①**で「ビニール袋を用いた作業を適用せず、放射線防護上、より厳しいC・D 装備※⁴での作業とする」としています。でも、「C・D 装備※⁴」と、今回内部被ばくが生じた 3.26 時の「B 装備※³」との違いは、「ゴム手袋」「防護マスク」だけで、しかも防護マスクは「必要に応じて着用」なので、次は‘着用の判断が不適切で内部被ばく’と弁解するのは目に見えています。そもそも、放射性物質の飛散の可能性がある場合は、防護マスクは「必ず着用」すべきではないのでしょうか。また、東北電力がどんな「調査の結果、適切ではなかった」と判断したのか調査内容・判断根拠が不明ですが、筆者

は、汚染の拡散を防ぐための「ビニール袋内作業」は決して不適切だとは思いません。不適切だったのは具体的な作業方法で、弁棒やウェス・ブラシ・研磨材などの清掃用具を予めビニール袋に入れ(口をゴムひも等で縛り)、袋の外側から袋内の用具で溝部の清掃を行えば(用具が汚れたら袋ごと交換し、弁棒をまた新しいビニール袋セットに入れ、作業を繰り返す)、内部被ばくも外部被ばくも、作業現場の汚染も、かなり低減できると思います。東北電力は「ビニール袋を用いた作業を適用せず」、「適切な放射線防護措置を講じる」と述べていますが、では、具体的にどのような作業を想定しているのでしょうか。開放空間での作業となれば、ビニールカーテンで作業区域を仕切り、下にビニールシートを敷いたとしても、“むき出しの弁棒”からは清掃作業(特に手入れ・磨き)に伴い錆・汚れ(=放射性物質)の飛散が十分に予想され、防護マスク着用で内部被ばくは防げたとしても、作業着・長靴等や作業現場も広範に汚染され、作業後にシート等を撤収する際、付着した錆・汚れが舞い上がり、建屋内を汚染する可能性があるのではないのでしょうか(その時は、シート等の畳み方・巻き方が不適切、「手順書に明確に決めていなかった」と、弁明するのでしょうか

【原因】

本事象が発生した原因については、以下のとおりである。

なお、このような原因に至った背景として、今回の作業を担当した元請企業では、過去に、多くの溝部を有している複雑な構造の弁の点検を行った経験はあるものの、当該弁のような、汚染レベルが高く、複雑な構造の弁の点検が初めてだったことが挙げられる。

- ① 元請企業は、弁棒の除染作業後に実施した汚染状況の測定について、スミヤ法を採用したが、調査の結果、この方法では、弁棒の溝部にある放射性物質を十分に採取することができないため、適切ではなかった。
- ② 多くの溝部を有している複雑な構造の弁の弁棒は、十分な除染を行うことが難しいため、元請企業がビニール袋内作業を採用したことは、調査の結果、適切ではなかった。
- ③ 当社は、ビニール袋の中で作業を行う際に、放射性物質の拡散を防止するために遵守すべき措置(ビニール袋の中で洗浄スプレーを使用しない等)を、当社の手順書に明確に決めていなかった。

【再発防止対策】

これらの原因を踏まえ、弁の分解点検の経験の有無に関わらず、同様の事象を発生させることがないように、以下のとおり再発防止対策を講じるとともに、当社の手順書に明記する。

- ① 汚染レベルが高く、多くの溝部を有している複雑な構造の弁については、ビニール袋を用いた作業を適用せず、放射線防護上、より厳しいC・D 装備※⁴での作業とするなど、適切な放射線防護措置を講じる。
- ② 多くの溝部を有している複雑な構造の弁の弁棒の除染状況の測定を行う場合は、スミヤ法ではなく放射線測定器による直接測定を行う。また、それ以外の弁については、構造に応じた適切な測定方法を採用する。
- ③ ビニール袋内作業を実施する際に放射性物質の拡散を防止するために遵守すべき措置(ビニール袋の中で洗浄スプレーを使用しない等)を明確にする。

※2 対象物の表面を拭き取ったスミヤろ紙を、放射線測定器で測定する方法

※3 管理区域用の青色のつなぎ服、ゴム手袋、長靴、ヘルメット

※4 管理区域用の黄色のつなぎ服、ゴム手袋(二重)、長靴、ヘルメット。必要に応じて、防護マスクを着用

か?)。いずれにしても、具体的な作業イメージも持たず、「適切な放射線防護措置を講じる」等の抽象的文言で「対策を講じたつもり」になっていること自体が、(以前から筆者は指摘していますが) 同様のトラブルの再発を招くのです。

原因③の「当社は、ビニール袋の中で作業を行う際に、放射性物質の拡散を防止するために遵守すべき措置(ビニール袋の中で洗浄スプレーを使用しない等)を、当社の手順書に明確に定めていなかった」から、**対策③**で「ビニール袋内作業を実施する際に放射性物質の拡散を防止するために遵守すべき措置(ビニール袋の中で洗浄スプレーを使用しない等)を明確にする」に至っては、思わず筆者の方が“嘔き出して”しまいました。「洗浄スプレー」は、「微細な錆・汚れ等を吹き飛ばす=飛散させる」のが「目的」なので、ビニール袋の中だろうと開放空間だろうと、放射性物質の除染にはそもそも用いるべきではないと思います(原発以外の発電所では積極的に使用しても何も問題は生じません)。東北電力が、「ビニール袋の中」に限った洗浄スプレーの使用禁止を定めるだけなら、次は「手順書で許された開放空間での洗浄スプレー使用で、微細な放射性物質(錆・汚れ)が飛散して作業現場が汚染。近くで別作業をしていたマスクなし作業者が内部(+外部)被ばく」等の事態が生じると思います。また、個々の事項を手順書に明記しても、本質を正しく理解していない限り、効果は期待できません。(特に1次冷却系に関わる)「清掃(除染)作業」は、「錆・汚れ=放射性物質」を直接取り扱うもので、「被ばく(外部・内部)の危険性」があるということを、元請にも下請にも十分に教育訓練しておくべきです。それをせずに、「なお、このような原因に至った背景として、今回の作業を担当した元請企業では、過去に、多くの溝部を有している複雑な構造の弁の点検を行った経験はあるものの、当該弁のような、汚染レベルが高く、複雑な構造の弁の点検が初めてだったことが挙げられる。」などと、“上から目線”の「**感受性**」<後述>で元請・下請に安易に責任転嫁するから、トラブルは再発し続けるのです。【右図<4.13参考2>:ただし、筆者は、細かな溝=「複雑な構造」だとは思いません。溝の深さが何mmか記載しないのは、「企業秘密」だからでしょうか。】

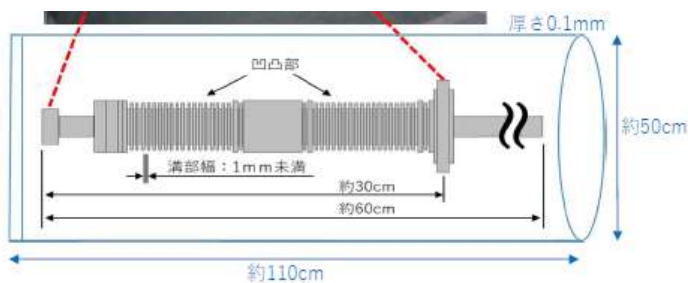
そもそも作業前の線量測定を義務付けず、「汚染レベル=被ばくの危険性が高い」という認識が不十分なまま作業をさせたのは、東北電力の責任ではないでしょうか。また、前述のとおり「洗浄スプレー」は放射性

物質を飛散させるので、汚染レベルが低くても原発内では使用禁止にしておくべきで、それを長年放置してきたからこそ、今回の弁棒清掃にも使用されたのではないのでしょうか。(なお、溝の多い部品の清掃経験があるなら、元請は「ブラシ」くらいは用意してしかるべきだと思います。)

東北電力は、正式な審査合格に先立ち、令和2年2月4日付『原子力発電所の安全性向上への取り組みについて ~再出発へ向けた取り組み~』を規制委に提出し、「運転時の技術力、感受性を高める」、「全社を挙げて、協力企業と一体となり取り組む」と宣言していますが、発電所の運営管理に重要な「**感受性**」を高め、自ら気付き、改善・予防していく仕組みが“全く機能していない”現実に、「自ら気付く」べきです。

同様の規制委向け2020年1月16日『原子力安全の向上に向けた取り組みについて』で東電は、「事故トラブル事例を分析した結果、共通の要因が存在」するとして、「現場の事前確認が不十分であり、リスク抽出ができていない。当社の管理が現場の変化に追いついていない。現場の細部(設備や機器の状態、作業員の振舞等)において、確認すべきところを確認していない。当社と協力企業の双方が協働して、チームアップ、現場/現物の確認、手順書の作り込み等が十分に行われていない。」と分析していますが(それが実際に実現されるかどうかはさておき)、同じ原子力事業者である東北電力の現状をも正確に言い当てています。

国(規制委・規制庁)は2.26パブコメ回答で、「**②事業者責任の再認識**」として、「原子力安全」の確保は、一義的には事業者の責任であると再認識し、規制値が安全確保の十分条件と考えずに高い目標を意識して活動する。潜在的なリスクに対して十分な確証やデータが得られていない場合でも、また、少数意見であってもそれを受け入れて検討する職場風土を醸成する。これらのことは事業の責任者であるトップにとり優先されるべきである。」<17頁>などと述べ、(福島事故の教訓を踏まえ、国に批判の矛先



が向かわないように予防線を張る意味合いも含め）“事業者の責任”を強調しています。先日示された国の審査結果<2020.3.23 第23回検討会・規制庁資料-2>でも、あらゆる事故防止対策・安全確保対策について「適切に実施される方針であることを確認」したとされていますが、確認したのは「適切に実施される方針」（設置変更許可申請内容）だけです。事故が起きたら（工事計画・保安規定策定も含め）‘その方針を適切に実施しなかった事業者の責任’となることは明らかです。さらに、別稿及び次に記載のとおり、この4月から定期検査すら（定期事業者検査に変更され）事業者にすべての責任・負担が課されるようになっており、かつてのように‘何でもかんでも（原発推進仲間の）国を頼る’ことはできないのです。

一方で、国は、2020.4.1 規制庁『新たな検査制度（原子力規制検査）の本格運用について』の「参考1：2016.11 検査制度の見直しに関する中間取りまとめ（抜粋）」のIV. 2（3）で、「制度運用の透明性、予見性を確保するため、…運用ガイド等を策定する。その中で、事業者の保安活動の実態を把握すること、事業者が的確に改善点を抽出、改善して結果に結び付けているかを監視すること、個々の気付き事項の改善と安全確保水準の向上を視点として事業者の保安活動の状況の評価していくこと、事業者と

規制機関が安全上の問題点を共通認識としていける体系とすること等について考慮する。」としていますが、女川原発での今回の内部被ばくも含めた数々のトラブル発生、それに対する東北電力の「原因究明と対策」について、実態把握・監視・評価が適正・厳密になされているのでしょうか。ちなみに、<2.26 審査書>では、「II 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力」の「4（2）」で「③…運転及び保守において不適合が発生した場合、各業務を主管する組織の長は、不適合を除去し、原因を特定した上で是正処置を実施する。」<7-8 頁>という申請について、「申請者の…運転及び保守を遂行するために必要な品質保証活動体制の構築が適切なものであることを確認した」と述べていますが、本稿で指摘したような「ビニール袋の中で洗浄スプレーを使用しない等を明確にする」というレベルの“的を外れ”な「原因」特定と「対策（是正処置）」の一体どこが「適切なもの」なのでしょうか。

いつでも‘事件（事故）は現場で起きている（起こる）’のです。

<2020.5.3 完>

（仙台原子力問題研究グループ I）

❁ ❁ 時間を持って余しているなら、規制委ガイド2つ ❁ ❁

別稿「女川2内部被ばく問題」完成後、「定期事業者検査」に関して“長沢解説（反原発新聞504）頼み”ではまずいと思い、規制委HPで関係資料を探しました。

その過程で面白そうな「ガイド」2つを見つけましたので、紹介させていただきます。外出自粛等で‘時間を持って余している’ときはご覧ください（短編ですが、難解なお役人文書の一面もあり、頭の体操にもなると思います）。

いずれも昨年末（令和元年）12月25日制定の『原因分析に関するガイド』（<https://www.nsr.go.jp/data/000304078.pdf>）と『健全な安全文化の育成と維持に係るガイド』（<https://www.nsr.go.jp/data/000304077.pdf>）で、今年4月1日施行の最新版です。

前者『原因分析ガイド』（全10頁）は、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力

規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）の第52条第1項では、原子力事業者等に対して、発生した不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、速やかに適切な是正処置を講じることを求めている。」ことから、「原因分析に関する事業者の活動を確認」する際の規制庁「審査官及び検査官が原因分析に係る要求事項等について、理解を深めるために用いるもの」とのことです。後者『安全文化ガイド』（全25頁）は、同じく「品質管理基準規則」の「第4条第5項等では、原子力事業者等に対して、健全な安全文化を育成し維持すること等を求めている。」として、「事業者の活動の確認」を行う際に「審査官及び検査官が健全な安全文化の育成と維持に係る要求事項等について、理解を深めるために用いるもの」とのことで、いずれも規制庁職員（審査官・検査官）向けのガイドのようですが、事業者チェック時の要点がまとめられており、私たちが東北

電力等をチェックする時にも（多少は）役立ちそうですし、一方で、国の確認作業（表面をなぞる「スマヤ法」で複雑な部品の汚染状況を把握しようとするようなもの：別稿参照）の“抜け落ち・不十分さ”も分かると思います。

『原因分析ガイド』では、「これまでのガイドラインでは、直接要因…を分析する直接原因分析と組織要因を分析する根本原因分析に分けていたが、不適合の原因の分析には、技術的、人的及び組織的要因並びにこれらの間の相互作用を考慮することの重要性に鑑み、本ガイドでは…、発生した不適合が安全に及ぼす影響の程度を考慮して分析を行う」<1.5の（注記）>とされ、最初に「発生した不適合に応じて適切な原因分析を実施することを目的として、不適合が安全に及ぼす影響の程度等から、発生した不適合をいくつかの等級に分類する」<1.4(3)>ことが求められ、その理由として、分類により「原因分析の実施体制、原因分析の手法、原因分析に投入する資源の量等が決定される」<2.「視点 1-1」の解説 1>ことを挙げています。筆者の読解力では、“投入資源＝調査に要する人員・時間等”の節約のため、最初（原因究明前）から‘安全に及ぼす影響は低い＝些細なミス’などと分類し、予断を持って分析することを推奨しているように読めるのですが、誤読でしょうか。

次に、「不適合が発生した系統、機器等の故障の状況（機器の脱落、機器の緩み等）、関係する作業の実施者、関係する作業の実施時間帯【鳴り砂No.257「魔のゾンビ・ゾーン」参照】、不適合を検知した時の運転状態（定期点検中、試運転中等）、不適合と関係する要因（記憶の誤り、並行作業による混乱、手順書の改訂ミス等）などの共通している複数の不適合」<2.「視点 1-2」の解説 2>を明らかにすることは、「共通する…原因によって引き起こされた不適合の再発が防止できることが期待される。さらに、潜在的な不適合の発生の防止も期待できる」<補足説明 1>ことから非常に重要だと思いますが、これまでの女川原発以外の事故報告を含め、そこまできちんと原因分析・報告した例を筆者は知りません。

その理由は、「機器故障、人間とその周囲の環境（他の人間、機器、温度や照度、手順書等）、要員同士のコミュニケーション」<補足説明 3>などの要因を分析するには、「機器及び系統、自然現象、人的要因、組織的要因、リーダーシップ、マネジメント、安全文化等」<補足説明 4>の知識が必要で、「例えば、機器故障によっ

て不適合が引き起こされた場合には、当該機器の設計、構造、運転、保守等の技術的側面に関する知識が必要である。また、コミュニケーションエラーや手順書の改訂ミス等といった不適合が関係する場合には、組織的側面に関する知識が必要である。さらに、人間はどのような状況になるとどのような失敗をしやすいか、周囲との関係が不適切となった時にどのようにして失敗に追い込まれてしまうのか等人的側面に関する知識が必要」<同 4>などと列挙されていますが、この間の東北電力その他の事故報告（及びそれらを容認した国の規制当局の姿勢）を見る限り、そのような広範な知識を有する「事故分析のスペシャリスト」はほとんどいないからではないでしょうか。だとすれば、そのような「スペシャリスト」ではない電力社員でも正確な原因分析・事故報告を行なえるような「ガイド」こそが必要で、その基本は「安全に及ぼす影響の程度等から、等級に分類する」ような予断を持たず、生じた事態を正確・厳密・丁寧に（当該作業員などからの直接の聴取も含め）把握することで、しかも「作業再開・運転再開のため急いで～」というような背景要因にも目を向ける姿勢があれば十分です。

そのこととも関係しますが、『安全文化ガイド』では、「健全な安全文化の育成と維持に関するリーダーシップの発揮、健全な安全文化の育成と維持に関する取組、安全文化に関する状態の評価及び改善、安全文化に関して組織内部で保持すべき能力といった視点から確認を行う」<1.5>方針が示されています。ちなみに、「分類 1-1：経営責任者のリーダーシップの発揮」を求める規制庁の強い意志を示すため、（施行に先立ち）別稿記載の柏崎刈羽（KK）『保安規定』に東電社長の「7項目」を“盛り込ませた”ことが推察されます。

それはさておき、「視点 1-1-3（解説 3）」では「安全に関する責任」とは、職員が自らの業務に責任を持ち、自身の業務や安全において果たす役割に当事者意識を持って業務を遂行することをいう。ここでの責任とは、問題等が生じた際に、責任を追及したり、非難したり、懲罰を行ったり又は不適合を起こした当事者を特定して責任を負わせる趣旨のものではない」としています。これは、各種事故軽減のためのいわゆる『ヒヤリ・ハット報告』のように、報告者に不利益を課さずに（作業員が思わずヒヤリとした・ハットした）不具合・トラブルの事例を漏らさずに収集する姿勢の大切さを、（職員＝電力社員に）示しているものと思われます。

さらに、「経営責任者は職員の誰もが安全に関する責任を認識するようにしなければならない。<中略> 職員一人一人が「安全に関する責任」を持つと、気配りや、些細なことへの注意、意欲向上ができるようになるだけでなく、事故やトラブルの発生を低減することも期待できる。自らの決定が関係者に対する挑戦や論争となる場合においても、正しい判断を行っている自信の下で、制約を感じることなく行動する」<補足説明6>ことが大切として、「イエスマン」ではない人材を経営責任者が育てることを事業者に求めています。でも、そう述べる「規制庁のお役人」自身が、「関係者に対する挑戦や論争」をいとわない姿勢を持っているのか、「関係者＝事業者」の場合だけ「制約を感じることなく行

動する」ような“上から目線”では、事業者が「気配りや、些細なことへの注意、意欲向上ができる」ように導くことはできないと思いますし、同じことは東北電力の「社長」と「社員」の関係でも、「電力社員」と「協力企業（元請・下請）」との関係でも、言えることだと思います。

ちょうどこのタイミングで、3.26女川2内部被ばくに関する東北電力の「4.13報告」が出ていますので、「ガイド」を参考に、原因分析の練習・安全文化の検証をしてみたいかたがたどうか（別稿の筆者の分析の甘さをご指摘いただいても結構です）。

<2020.5.5記>

（仙台原子力問題研究グループI）



【女川原発アラカルト】

【3月】

- 21日（土） 放射能汚染廃棄物の焼却に反対する仙南の会の学習会（「正念場を迎える女川原発再稼働問題」講師多々良哲氏）、新型コロナウイルスのため、会場の槻木生涯学習センターが3月末まで閉館となり、中止に。
- 22日（日） 女川原発の再稼働を許さない！みやぎアクション会議&第5回6月大集会実行委員会、シルバーセンター和室。
- 23日（月） 「第23回女川原子力発電所2号機の安全性に関する検討会」、パレス宮城野2階はぎの間。議題：原子力規制委員会による審査結果他。コロナ禍のため市民10名+記者12名傍聴。原子力規制庁の審査官が審査結果について説明、委員からそれなりに（これまで一番？）突っ込んだ質疑。事務局の原子力安全対策課から「検討結果（案）」が提示され、これをたたき台に次回で「まとめ」を行うことを確認。
女川町議会原発対策特別委員会、女川原発再稼働反対の請願、賛成の陳情、計3件の審議のため、国に説明を求めることを確認。
環境省、県内全域の河川と湖沼や沿岸計76地点の公共用水域で2019年10～12月に実施した放射性物質モニタリング結果を公表。河川周辺の土壌から白石川川原子沢合流前右岸（白石市、阿武隈川水系）で5810Bq/kgの放射性セシウムを検出。底質では、七ヶ宿ダム（阿武隈川水系）で568Bq/kg検出。水質は全地点で検出下限値（1Bq/l以下）。
- 24日（火） 総務省、宮城県が求めていた、廃

炉になった女川原発1号機も課税対象になる核燃料税の変更に同意。

東北大「災害復興新生研究機構」、東京電力福島第一廃炉推進カンパニーと包括連携協定を締結。

25日（水） 女川地域原子力防災協議会（内閣府が2015年5月に設置）、「緊急時の対応」（避難計画）を「確認」。

26日（木） 女川原発の避難計画を考える会、原子力防災会議（議長内閣総理大臣）に対し、「緊急時の対応」＝「避難計画」は、十分な審議がされておらず、実効性に欠けるとして「了承するな」とする「申入れ書」を送付し、記者会見。

東京電力、『ふるさとを返せ』福島原発避難者訴訟控訴審仙台高裁判決を不服として上告。

27日（金） 東北電力、女川2号機の原子炉建屋1階管理区域内で分解点検した弁を布で除染作業をしていた下請け労働者（50代男性）が、コバルト60を体内に取り込み内部被ばくしたと発表。内部被ばく発生は初めて、被ばく量は0.05ミリベクレル。（4月13日、除染後の汚染測定方法が不適切だったとする調査結果を公表。）

29日（日） 脱原発東北電力株主の会、株主提案協力要請発送作業。7名参加。

31日（火） 七十七銀行と東北の5地銀、加美町での風力発電事業に融資を実施すると発表。融資先はジャパン・リニューアブル・エナジー（東京）が出資する合同会社「JRE宮城加美」。発電設備は県内最大規模の4万2000基（大型風車10基）、2023年4月稼働予定。

環境省、県内全域の河川と湖沼や沿岸計54

地点の公共用水域で1~2月に実施した放射性物質モニタリング結果を公表。河川周辺の土壌から白石川川原子沢合流前左岸（白石市、阿武隈川水系）で1163Bq/kgの放射性セシウムを検出。底質では、仙台市の仙台港地先海域内港で280Bq/kg検出。水質は全地点で検出下限値（1 Bq/l）以下。

東北電力、「原子力損害の賠償に関する法律」改正法の施行に伴い、「原子力損害賠償実施方針」を作成したと発表。

亘理町、給食の放射性物質測定を終了。

【4月】

1 日（水） 原発事故時対応？拠点として移転新築した、女川原発から北西約7kmの「県女川オフサイトセンター（緊急事態応急対策等拠点施設）」、正式運用開始。

東北電力、送配電部門の法的分離(分社化)を実施。100%子会社の東北電力ネットワーク（従業員数約7500人）が発足。事業持ち株会社の東北電力は、発電・小売部門を担い、従業員は約4500人。

原発の「新検査制度」が施行。国（原子力規制委員会）が行なってきた定検（施設定期検査）は廃止され、電力会社が「定期事業者検査」を実施し、国は「終了証」交付などを行わず、「電力会社の一義的責任」に任せる。運転停止期間の短縮が助長され、機器・配管等にひび割れ・腐食減肉等の劣化があっても、電力会社が安全と判断すれば、補修せず放置したまま、運転期間を今の13ヶ月から段階的に最大24ヶ月の連続運転が認められる。

10 日（金） 東北電力、県・女川町・石巻市ならびに登米市・東松島市・涌谷町・美里町・南三陸町に3月分の女川原発の点検状況報告。「女川原子力発電所1号機は、2020年3月18日に原子力規制委員会より、原子炉等規制法に基づく廃止措置計画が認可され、同日をもって第20回定期検査（2011年9月10日～2020年3月18日）は終了し、現在、廃止措置作業の準備を進めております」。

11 日（土） みやぎアクション会議&第6回6月大集会実行委員会、エルパーク仙台創作アトリエ。12名参加。

12 日（日） 「ぶんぶんカフェVol.47」、オンライン会議で開催。7名参加。

日本基督教団東北教区放射能問題支援対策室いずみ、予定していた「かわさき甲状腺エコー検査」、新型コロナウイルス肺炎（COVID-19）の感染蔓延が懸念されるため、中止に。

15 日（水） みやぎアクション3名、東北電力と面談し「原発の保守管理を優先し、安全対

策工事は一旦止めるように申し入れ」。丁度その日の朝に玄海原発の工事でコロナウイルスに感染した作業員が出たというニュースが報じられた。

16 日（木） 『河北新報』、県内有権者を対象にした世論調査結果を公表。女川原発2号機の再稼動に「反対」「どちらかといえば反対」を合わせた反対意見は計61.5%。

17 日（金） 東北電力、重大事故時等における住民避難用の福祉車両計11台を女川町と石巻市に配備したと発表。

21 日（火） 内閣府の有識者会議、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による津波浸水想定を公表。ただ、各地の原子力施設が浸水する深さなど具体的なデータは示されなかった。

22 日（水） 女川町議会原発対策特別委員会、紹介議員の阿部美紀子町議と高野晃議員が再稼動反対請願の提出理由を説明。16日に資源エネルギー庁の担当者、22日に原子力規制庁の担当者を招いて、それぞれから聴取する予定だったが、コロナ禍で延期に。

27 日（月） 東北大、国が整備を目指す国際教育研究拠点構想で、廃炉や放射線医学を専門的に研究する分校「福島浜通り国際キャンパス」（仮称）の設置を公表。

28 日（火） 女川原発再稼働同意差止仮処分命令申立第4回審尋（非公開）、仙台地裁405号法廷。コロナ対策のため、裁判所より債権者、債務者側双方5名ずつと出廷者制限の要請があり、債権者側は、弁護士4名、債権者1名で臨むことに。審尋後の記者会見、報告会は中止。裁判長が交代（前最高裁調査官、女性）。債権者：準備書面（5）（6）を提出。

株主の会、東北電力に株主217名・254,900株で「原子力発電は行なわない」等の6議案の株主提案（25年連続）を提出し、県庁で記者会見。3名参加。

30 日（木） 東北電力、女川2号機の安全対策工事の完了時期を、2020年度から22年度に延期すると発表。完了延期は4回目。

【5月】

6 日（水） みやぎアクション会議&第7回さよなら原発大集会実行委員会、オンライン会議。18名参加。

7 日（木） 「脱原発をめざす宮城県議の会」、「女川地域の緊急時対応」の学習会、議事棟1階会議室。原子力安全対策課伊藤課長が、3月25日に東京で行われた「女川地域原子力防災協議会」での資料「女川地域の緊急時対応」（概要版と全体版）をもとに40分程説明、県議さん達と質疑。市民5名傍聴。

12日(火) 原子力規制を監視する市民の会(東京都)等全国の210市民団体(風の会も賛同)、規制委に『六ヶ所再処理工場の審査を進めないことを求める要望書』提出。13日、『六ヶ所再処理施設の操業に向けた「審査書案」とりまとめに抗議する』声明。

14日(木) みやぎアクション等18団体、コロナ禍を考慮し代表3名、東北電力へ『新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る緊急申し入れ』、県政記者クラブで記者会見、宮城県へ『新型コロナウイルス感染拡大状況下での女川原発2号機再稼働「地元同意」手続きの停止を求める申し入れ』。

「第153回女川原子力発電所環境調査測定技術会」及び5月26日開催予定の「第153回女川原子力発電所環境保全監視協議会」、コロナ禍で延期。

15日(金) 石巻市内14の市民団体、石巻市長に「女川原発2号機の再稼働に同意しないように求める要請書」を提出。コロナ禍で出席者を絞ってほしいという市当局からの要請があり、代表6人と2人の市議会議員が同席、副市長に要請書を手交し、意見表明と市の回答を求めた。

東北電力、県・女川町・石巻市ならびに登米市・東松島市・涌谷町・美里町・南三陸町に4月分の女川原発2・3号機の「定期事業者検査」の状況報告。「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正(2020年4月1日施行)により、「定期検査」から「定期事業者検査」に名称を変更。「2020年4月1日、女川原子力発電所2号機管理区域内(原子炉建屋付属棟(廃棄物処理エリア)地下中3階)の階段室で工事作業後の片付けを実施していたところ、入口扉上部の張出し部で、変色した古いたばこの吸殻1本を発見」と公表。

16日(土) みやぎアクション会議&第8回さよなら原発大集会実行委員会、オンライン会議。15名参加。

21日(木) 県、県議会環境福祉常任委員会で「原子力災害時避難経路阻害要因調査事業」の資料を説明、女川原発重大事故時、改善策を講じて、PAZ(5キロ圏)・UPZ(5~30キロ圏)住民の避難時間が、最長で約3日かかるとの試算結果を公表。現状では5日以上要する恐れも。

『河北新報』、コロナ禍による大口需要減と太陽光・風力の発電量の増大で、東北電力管内で大型連休中に、電力需要に占める太陽光・風力発電比率(速報値)が、過去最高の77.5%

に達したと報道。東北電力ネットワークによれば、5月5日午後0時台、需要約709万瓩に対し、出力太陽光約510万瓩・風力約40万瓩、計約550万瓩だった。

(空)

●汚染廃棄物「焼却」をめぐる動き

【3月】

25日(水) 「大崎耕土を放射能汚染させない連絡会」三役、本焼却で色麻町早坂町長と加美町猪股町長と面談。26日、涌谷の市民団体3人も加わり、涌谷町遠藤町長と面談。美里町長は出張中で、書類の手渡しのみ。各町長とゆっくり面談でき、それなりに有意義だった。遠藤町長は悩みを色濃くにじませ、「(焼却が市民との)話し合いもない中、ここまでできたことが残念」と発言。

27日(金) 大崎地域広域行政事務組合、焼却予算案を可決。

【4月】

21日(火) 大崎連絡会、大崎市を訪問、本焼却の進捗状況をヒアリング(市民協同推進部 環境保全課 放射能対策推進室 課長兼室長他)。本焼却に必要な前処理施設建設のための準備(設計など)等何も手がついていない状況で、先延ばしに。

28日(火) 放射能汚染廃棄物の焼却差止め大崎住民訴訟第9回公判(仙台地裁)、Web運営の予定だったが、4/20~5月上旬の公判等は全て延期に。

(空)

●脱原発みやぎ金曜メモ

※コロナ禍で2月28日以降お休み中。

『鳴り砂』2-106号(通巻285号)別冊

2020年5月20日

発行●みやぎ脱原発・風の会

(連絡先) 〒980-0811

仙台市青葉区一番町4-1-3

仙台市市民活動サポートセンター内

レターケース No.76

電話&FAX 022-356-7092(須田)

<http://miyagi-kazenokai.com/>